

2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年6月1日号

平成29年度労働保険事務組合高松北部労務協会 通常総会の開催について（ご案内）

木々の緑も深くなり、初夏の風に汗ばむ季節となりました。

平素は業務諸般に格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび通常総会及び研修会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時 平成29年6月30日（金）午後6時
2. 会場 香川県社会福祉総合センター
3. 議案 1) 平成28年度事業報告並びに収支決算について
2) 平成29年度事業計画案報告並びに収支予算案について
4. 研修 「労務管理注意事項について」

なお、お手数ながら下記の出・欠返信欄にご記入の上、FAXにて6月20日までに返信下さいますようお願い申し上げます。

（当日ご欠席の場合は、下記委任状にご記入捺印の上、FAXにて返信をよろしくお願いいたします。）

高松北部労務協会通常総会
会場：香川県社会福祉総合センター
高松市番町一丁目10-35
TEL 087-835-3334

〈FAX 返信先 087-835-1496〉

出・欠返信欄

上記通常総会に 出席・欠席 します。

平成29年6月 日

会社名

委任状

欠席のため議決権を議長に委任します。

会社名

印

●労働保険年度更新の終了及び 算定基礎届の説明会について

皆様のご協力によりまして、労働保険 28 年度確定 29年度概算保険料申告につきましては、無事終了いたしましたので、「お知らせ案内」とともに「保険料納入通知書」を送付させていただきます。

保険料等の口座引落しは、6月19日、9月19日、12月18日となりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に社会保険算定基礎届についてですが、対象月は4・5・6月支払の賃金が対象です。皆様の事業所からの賃金報告に基づき、書類を作成し、この3ヶ月で計算された賃金の平均額で新等級が決定され、本年9月分保険料（10月支払いの給与から控除）から適用されます。

なお、各事業所宛に社会保険事務所から算定基礎届の説明会の案内が届くことになっておりますが、説明会の参加は自由です。参加される場合は、受付にて「社会保険労務士に手続きを委託している」旨お伝え下さい。

●役員・家族の労災・雇用保険について

＜労災保険＞取締役は原則加入できませんが、役員報酬でなく賃金で支払がある場合は、労働者として労災加入できます。また、取締役でない賃金支払の家族従業員も対象となります。

役員報酬支払の労災特別加入者の業務上災害適用は、他の従業員とともに仕事であったかが問われますのでご注意ください。

＜雇用保険＞取締役でも、役員報酬より賃金支払の額が多い場合は申請すれば労働者として雇用保険に加入できます。代表者の同居親族は賃金の支払であっても加入できません。

尚、従業員で本年度4月1日現在、64歳以上になる方は雇用保険料が免除されます。

NEWS ダイジェスト

- 違法残業で書類送検の企業名を一括公表
厚労省は、違法残業の疑いで書類送検された事案等を同省のホームページに一括掲載する。2016年10月以降に、労使協定で定める上限を超えて残業をさせたり、残業代を支払わなかったり等で書類送検された事案が対象。